

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の 中間見直し（素案）への意見募集について

1. 意見募集の趣旨（案件の概要）

市では、「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」をめざし、「豊中市子ども健やか育み条例」第15条に基づく第2期「子育て・子育て支援行動計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、子育て・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

このたび第2期計画の中間年にあたり、本計画「第6章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画」について、国の指針に基づき見直しにかかる検討を行いますとともに、本計画の重点施策に位置付ける内容の追記を行いますにあたり、豊中市意見公募手続きに関する条例に基づき、意見を募集します。なお、この本計画は、豊中市意見公募手続きに関する条例第2条第6号アに該当するものです。

2. 対象者

- ア 市の区域内に住所を有する者
- イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市の区域内に存する学校に在学する者
- オ 市税の納税義務者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、意見公募手続きに係る計画等に利害関係を有するもの

3. 意見募集期間

令和4年（2022年）10月28日（金）～ 令和4年（2022年）11月18日（金）

4. 案件

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の
中間見直し（素案）

5. 参考資料

参考資料1：第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こども健やか育みプラン・とよなか」（抜粋）

121ページ～123ページ、125ページ～126ページ、150ページ～168ページ

（ホームページに掲載 <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>）

参考資料2：市町村計画見直し資料（量の見込み）

参考資料3：豊中市児童相談所設置基本計画（概要版）

参考資料4：ヤングケアラー支援について

6. 案件等の閲覧場所

豊中市役所（第二庁舎3階子ども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー）、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ、各地域子育て支援センター、各図書館、各公民館、青少年交流文化館いぶき、教育センター、文書館、生活情報センターくらしかん、市民活動情報サロン、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでご覧いただけます。

市のホームページからもご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp>

7. 意見の提出方法・提出場所

意見提出用紙にご意見等を記載の上、郵送・持参・FAXで提出をお願いします。なお、メールの場合は、件名を「計画の中間見直しへの意見募集」とし、以下の事項を本文に記載してください。

- ・名前、年齢、連絡先(電話・メールアドレス等)、住所
- ・計画の中間見直しについてのご意見・ご感想

また、電子申込システムでもご意見等の提出ができます。

8. 意見の取扱いなど注意事項

- ・提出された意見は、名前・連絡先等を除き、公表されることがあることを予めご了承ください。公表を希望しない場合はその旨を記載してください。
- ・意見に対して、市は個別には回答いたしません。当該計画の中間見直しを確定後、提出された意見の概要と市の考え方を、上記案件等の閲覧場所、市ホームページで一定期間公表します。
- ・この意見募集は、具体的な意見を収集することを目的としているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの、上記案件に対する意見ではないものについては、市の考えを示さないことがあります。

豊中市 子ども未来部子ども政策課（豊中市役所第二庁舎3階）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

電話06-6858-2454 ファクス06-6854-9533

E-Mail kodomo@city.toyonaka.osaka.jp